第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則同規則第三十五条の八及び第三十五条の十二において読み替えて準用する第百四十二条
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第三十五条の八の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第三十五条の八
	読み替える	、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第三十五条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第三十五条の十二において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える